

経済産業省 資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部 電力産業・市場室 訪問記録

訪問日：2020年1月16日（木）10時30分～11時45分

訪問先：経済産業省 資源エネルギー庁

（東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号）

【対応いただいた部署】

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 電力産業・市場室 （2名）

原子力立地・核燃料サイクル産業課 （1名）

電力・ガス取引監視等委員会ネットワーク事業監視課 （1名）

【訪問メンバー】

組合員 （1名） 託送料金検討委員会メンバー （5名）

本日のすすめ方について

経産省 12月回答書面の四以降について改めて順番に説明をし、質疑を受けたいと考えている。四以降の回答については所管をしていない部分もあるのでそちらのパートについては、担当の部署のものが順次来て説明、質疑をさせていただきたい。私どもの部分はまとめて、サイクルや事後評価に関する部分については別のものがご説明するので順番を入れ替えてすすめさせていただきたい。

G C 基本すすめかたはそれでよいのですが、時間も一時間強ということで限られているので、私どもは事前に読んできているので説明については順不同で、以外は質問を中心にとということで時間を効率的に使わせていただきたい。

四．「廃炉円滑化負担金」について

経産省 廃炉円滑化負担金は、託送料金を通じて廃炉時に生じる損失に対応することを趣旨とするもの。

G C 内容は承知しているので説明は結構です。これについては、意見表明になるが、廃炉についてだけは一切法律がないと思う。使用済燃料や特定放射性廃棄物の処理等については法律に基づいてお金の積み立てや抛出が決まっている。廃炉についてだけは法律がない中で廃炉会計制度ということで国民から廃炉円滑化負担金を最終もらうということをされているのはとても良くないと思っている。これは意見表明にしか過ぎないが、ぜひ廃炉に関するきちんとした法律設計が必要ではなからうか、ということ意見を意見として述べさせていただきます。

経産省 法律としては電気事業法になる。震災以降新規制基準が導入され、原発依存度を低減させるという方針を打ち出していく中で本来であれば原子力発電所を事業者が想定した期間フル運転できる予定であったものが外的要因である新規制基準に

よる対応などでそれよりも早く廃炉しなければならないようになった際、何十年か想定していた原子力発電所を運転することによって予定していた利益が得られなくなってしまう状況が生じる。その中で廃炉をするとなると事業者にとっては廃炉となる瞬間に発電所はお金を稼げなくなってしまうので会計上、減損として費用一括計上する必要があるということになってくる。それをしてしまえばいいのだが、会社の事業経営の影響から廃炉を躊躇してしまう状況が生じるため、それができないということになるので、原発依存度の低減という政府の方針はなかなかすすまないということになってくる。そうしたことにならないよう廃炉会計という措置をしてやむを得ず早く廃炉するものについて廃炉時に生じる一時的な費用についてのみ分割計上を認めるもので、この費用は今回の託送回収の前から現在の電気料金に原価算入でき、電気料金を通じて回収されている。

G C だからその時点からおかしい、と言っている。2013年、2015年の廃炉会計制度自体が法律に基づかずに今申されたような会計の基本ルールにかかわるようなことを作ってしまっていることは問題ではなかろうかと、内容自体は今ご説明された通りで承知しているが、そのようなものを法律に基づかずにすすめていくということを是非考え直していただけないだろうかと思っている。

G C 今、法律としては電気事業法ですと言われたが電気事業法の何条になるのか。  
経産省 18条の1項で事業者については託送供給約款を制定することになっている。託送料金をどう算定するのかが電気事業法の省令になってくる。託送料金算定規則というのがあるので事業者はそれに基づいて費用を算定していくことになる。その中で、廃炉円滑化負担金を料金に含めることができるという形になる。

G C 具体的に算定規則のどの条文になるのか。

経産省 4条になる。

G C その中の費目に追加されることになるのか。

経産省 2020年4月から改正した省令が施行される予定。そちらで措置されることになる。

G C 賠償負担金も理論としては同じか。もう一度、賠償負担金、廃炉円滑化負担金、両方にかかるが、18条1項が上乗せできる根拠規定なのか。

経産省 そのとおりです。

G C 18条1項に託送供給等約款を定め、認可を受けなければならないとなっている。一般送配電電気事業者は託送料金の約款を定めなければいけません。という規定になっている。それに基づいた託送算定規則の4条、ここに賠償負担金と廃炉円滑化負担金が含まれるというように理解した。今回省令が改正されるその施行日が2020年4月1日ですか。

経産省 そうです。

G C 改正されて営業費の所に二つの費目が含まれる。

経産省 そうです。

G C だから法律の根拠に基づいて、賠償負担金、廃炉円滑化負担金、これらが営業費の中に含まれるという理屈なのではないでしょうか。

G C 営業費。算定規則の4条で営業費として役員給与、給与、手当、厚生費、退職給与などいろんな費目があるが、一般に営業費として考えると営業のために必要な経費と一般的、社会通念上は思われる。そのような定義があつて給料や退職金、厚生費、燃料費、消耗品は営業費かなと思われる。賠償負担金と廃炉円滑化負担金は、事業継続のための負担金は関係ないのではないかと思われるが、なぜこの営業費に含まれることになるのですか。

経産省 託送料金の考え方として少し前になるが、考え方を整理をした際に安定供給や公益課題に関するものについては託送料金として含むことが出来て、広く需要家の皆様から徴収して対応していくということが考え方として整理されている。その整理学に基づいて賠償負担金と廃炉円滑化負担金について営業費として算定できるというような措置をした。

G C その考え方というのは、委員会か何かで議論されたものなのか。

経産省 2000年頃自由化をどうするか議論をする中、審議会で託送料金のあり方についてどうあるべきか、という議論をした結果ということ。

G C その議事録を私たちは見ることができるのか。

経産省 議事録そのものが公表されているか確認をしたことがないが、それ以降私どもが開催する審議会等の中でその整理について記載しているものがある。そういったものを通じて確認することはできるかと思う。

G C 具体的に何を見ればわかるのか。たくさんあるので探してもわからない。どれを見たらそれが分かるのか。

経産省 抜粋になってしまうが、手元にあるものとして2016年11月16日の審議会の資料の中に公益的課題の費用のあり方について当時の審議会の報告書の抜粋が記載されている。

G C 公益にかかるものであれば何でもかんでも託送料金に含むことができるのか。

経産省 そうです。公益的がポイントになってくるが。

G C 今言われた根本のそういうのを定めたのは、1999年12月の電気事業審議会基本政策部会料金制度部会の報告ということで理解していいか。

経産省 そうです。1999年1月の電気事業審議会基本政策部会の報告になる。

G C それは、報告自体はホームページで入手できているが、議事録は入手できるのか。報告書ではなく報告に至るまでの審議の議事録。

経産省 保存期間の関係もあつて残っているかどうかについては、今この瞬間ではわからない。

G C あるかないかだけ、後日教えてほしい。公開されているのであれば是非読んでみたい。公開されていないのであれば、その事実の確認をする。たぶんおっしゃられている根本がそれでしょう。託送料金に公益云々というのを定めたと言われていることは。

経産省 そうです。

G C 今言われた、公益的課題の費用のあり方についてされた1999年当時の審議会と別に2016年の11月16日の審議の中で報告された「公益的課題の費用のあ

り方について」の具体的内容はどのようなものですか。報告書を作成したのは基本方針部会なのか、別のワーキングでの審議でなされたものか？正式な審議会等の名称を教えてほしい。公益的課題の費用について明確にされたのは高圧の事業者が参入してくる時の事ではないか。今私たちが問題としているのは今後のことも含めた託送料金の話なので、2016年の11月に決められたことの内容や審議主体がどこだったかは非常に重要だと思うのでもう少し明確にしてください。この審議会での議論を知りたい。

経産省 今、調べます。

G C 公益について託送料に含むことが示されたということであったが、どうしてもわからないことがある。公益にかかるものは託送料に含むことができるという考え方についても法律の根拠が必要だと思うが、その根拠は先ほどの電気事業法18条、および算定規則の4条に戻ってくるのか。

経産省 はい。託送料金とはどういうものか、営業費はこういうもの、ということを決めたうえで、最後に約款で定めるという体系になる。

G C そういう考え方が基本にあるから、託送料には、公益にかかるものであれば何でも含めることができますよ、というような考え方になっているんですか。

経産省 公益性の判断はあるがそのとおりです。

G C はい。わかりました。

## 五. 廃炉円滑化負担金の実額に関して

G C 二つとも疑問に思ったのと、おかしいと思う意見を含めてであるが、使用済燃料再処理等既発電費の回収総額は公表していないとあるが、これは使用済燃料再処理の費用で、1981年から86年の未計上の、電気料金原価への未算定額を過去分ということで計算して既発電費にしていますね。総額は決まっているんですね。

経産省 こちらについては、サイクルの関係になるので別途回答させていただく。

G C では聞きたいことを先に言うておくが、(一)回収すべき総額は決まっているのか。決まっているのであればいくらか。そのうえで託送料金の制度というのを活用してこの過去分を回収する総額を公表しないというのはどういう考えに基づくのか。4点目、新電力の私たちは過去分の回収をいつまで、どうやったら終わるということを知ることができるのか。(二)回答の五の最後の行、「廃炉時に使用済燃料再処理等拠出金の未拠出分がある場合、当該未拠出分は、廃炉円滑化負担金の対象になり得ます。」とあって、使用済燃料再処理の費用と廃炉の費用とは全然別の性格なものと思うが、それを廃炉円滑化負担金で取っていくというのは、いったいどういう法令に基づくものなのか。という質問です。

経産省 使用済燃料再処理拠出金については、ご案内のとおりかもしれないが、各事業者が電気料金を通じて得た収益から拠出している状況。他方で、廃炉になったとき、拠出金の一定の額を納める必要がある。その納めていない部分について廃炉をす

ることによって一括して払う必要が出てきます。その部分が廃炉費用と同等の考え方で、大きな費用がその瞬間でどんと出ていくことになるので、事業者の判断を躊躇させる一つの要因であるという整理に基づいて、再処理拠出金についても廃炉会計の対象として含めるという整理をしている。

G C 今回の整理は誰が、どこでしたんですか。

経産省 廃炉会計制度の措置をする中で、使用済燃料再処理拠出金についても含めるということになった。

G C 2017年ですか。

経産省 2017年の前です。

G C 2017年に廃炉円滑化負担金が決定されていますよね。その後ろの最後の行にあるようなことは一切なくて、今おっしゃられたように整理した、というのはどこで、いつ、なのか。

経産省 2015年の廃炉会計制度の措置の時になる。特定資産と呼ばれる発電設備の中でも放射性物質の拡散防止の措置に時間がかかるものについて2013年の廃炉会計の時に措置をした。その後、事業者の廃炉判断を躊躇させないといったところの検討の際にどういったものを含めるか、というのを2015年に議論し、核燃料の解体費用などといったものについても含めるという措置をした。

G C 法令ではないということは分かりました。2015年の審議の中でそう整理したとおっしゃられていると理解しました。

経産省 廃炉会計制度の一連の議論の中で整理をした。

G C 一点目の分は後程ですか。公表、云々については。

経産省 はい。

G C 日本原電は、大手電力に原発の電気を売る会社と思うが、その会社の廃炉費用を国民が負担するというのは不合理ではないかと率直に思う。日本原子力発電の原子炉の廃炉費用というのは、原発会社同士、日本原電と大手電力会社の中で始末すべきものであって国民も含めて廃炉円滑化負担金の対象にするというのはちょっとやり過ぎではないかという気がいたします。これは意見表明です。

経産省 原子力発電所ですので、原発依存の低減といった中でいかにそれをすすめていくか、というエネルギー政策を進めていく中で、必要な措置ということで対応させていただいていることをご理解いただきたい。

G C 五は、以上です。

## 六. 現在の託送料金に関して

G C 現在の託送料金、2020年4月から上乗せされるものについては託送料金の中に営業費の中に含めるということであったが、これまでの議論の中で、最初は税金のような形で徴収しようかといった話もあったようだが、それがなくなって託送料金の中に含めるようになったのは、どういう経過だったのか。

経産省 制度を措置するにあたって、税とかF I Tなどのような形で賦課金とするのか検

討する中で、税とすると全国一律の負担金額となる。制度の趣旨を踏まえると公益性の点も踏まえて受益と負担という観点でどういった費用のあり方が適切かという議論の中で、地域ごとに設定が出来る託送料金を通じて、その使用量に応じて費用を徴収させていただくことが適切ではないかということで決めていった。

G C 地域ごとに変えたいのか、各一人ひとり、電力会社によって変えたいのかどちらですか。一人一人の電気料金の負担に応じて徴収するのが適当だと考えたからか。  
経産省 全国一律の設定ではなくて地域ごとに設定ができるといったこと。

G C 地域ごとに差をつけたいということか。一律ではなくバランスを取って、ある地域は高め、ある地域は低め、そのようにバランスを取って地域ごとに託送料金に含めて徴収しようという考え方になったという理解ですが、それ以外に理由はありますか。税を辞めた理由はそれだけですか。

経産省 負担の在り方をどうするか考える中で一律の税がいいか、地域ごとのほうがいいのかという議論をしていったと理解している。

G C では、その理由のために税ではなく、託送料金の中に入れる仕組みにしたということですね。

経産省 はい。議論の中で、やり方を検討させていただきました。

G C 託送料金の認可申請は、今現在どういう状況ですか。

経産省 今はまだ、省令が施行されていない状況になり、制度としてスタートしていない。手続きできない状況。

G C 2020年4月からはいろんなものが始動すると思うが、具体的には今適用されている託送料金の各申請は3年前くらいですか。認可が下りた時期も。

経産省 2020年4月以降、今回の措置を踏まえて事業者がどうするかを判断していく。他方で電気の需要が減っていっている中で値上げをせず、経営合理化をすすめている状況にある。引き続き経営合理化の中で、今回の措置分を踏まえて値上げをするのか、据え置くのか、値下げをするのか、ということで計画を立てている状況にある。それを踏まえて判断をしていくこととなります。

G C 値上げをするには、審査を踏まえてということになると思うが、今いろいろな審議会でも議論がされていてレベニューキャップ方式の採用等も議論されているが、廃炉費用や過去分の費用というのも営業費に入れているということは算定に矛盾しないのか。今後の見通しとして、これらの託送料の中に割合としては上乘せ分は何パーセントなどと決めているのか、それとも外部費用として入れ込むのか。

経産省 レベニューキャップ制度はまだ制度を検討している段階なので、どう設定していくのかを議論していく。

G C 営業費として入れるということは決めているのか。

経産省 託送料金算定規則の営業費の項目として入る。

G C 営業費に入れる根拠を事業法まで遡って、今一度整理して説明いただきたい。

経産省 託送料金の考え方として送配電の維持管理する費用が基本にあるが、それ以外に安定供給やエネルギーバランスといった公益的課題に必要な費用についても含むことが出来るという整理を先ほど説明の1999年にしている。その基本的整理

に基づいて、今回の賠償負担金、原発の依存度低減のための廃炉円滑化負担金について、公益的課題に対応する費用としてその必要性があるので、その考えに基づいて託送料金という形で需要家の皆様から広く徴収させていただくという整理です。その費目を営業費として託送料金を事業者が算定して、最終的に約款に反映させていく。電気事業者は託送約款を定めたいうえで供給をすすめていくということになる。電気事業法の一連の体系という意味ではそのようになる。

G C 最終的には約款の中で費用が確定していくということか。

経産省 約款の中にもいくつか項目があり、料金を定めた部分になる。営業費の中に今回の賠償負担金というものを含めて算定をするということになる。総合的な費用の中でそれが幾らになるか、ということ。それが決まった後、値上げになれば値上げの申請をするし、据え置き、もしくは値下げになれば手続きをしたうえで反映させていくことになる。

G C 値上げしない以上は、営業費の中のその他営業費のような項目で設定されたものが、割合的にずっと続いていくという考え方ですか。

経産省 賠償負担金、廃炉円滑化負担金については、一定の額としては生じてくるもので、それ以外の費目について需要が減る中で経営合理化をすすめていく中でどうなっていくかということになる。

G C 算定規則で4条を見ると1項で営業費、役員給与、云々、2項で前項の営業費の他、営業費として使用済再処理等既発電費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分とあらたな2項が入っている形だが、今回の賠償負担金、廃炉円滑化負担金は1項に含まれるのか、それとも2項みたいにまた別の項目が作られるのか、どちらなのでしょう。

経産省 2項のところを追加させていただく。一番最後の部分、「使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分」の後に、「賠償負担金及び廃炉円滑化負担金相当金」を追加する。

G C わかりました。

G C 経営の合理化が進行しているかどうかの判断、指標はどのようなものか。判断基準は？

経産省 託送料金に関しては、事後評価という仕組みで評価をするのが基本的なもの。経営合理化は事業をしていく上では絶えず必要なものと考え。適正かどうかの判断基準があり、利潤が大きすぎれば値下げをさせていただく。後の六とも関連しているのでそこで説明をさせていただく。

G C 少しテーマが逸れますが。電気の安定供給というものに関して、公益的な視点で、と先ほど言われたが、それが廃炉費用、賠償費用に関してのみ対象にしているように受け止めた。電気という意味では、国は、再生可能エネルギーで20数パーセント、原発もそのくらいの割合で推進するという方向性を出している。その中で、再エネ賦課金のことがすごく問題になっている。電気利用者への利用明細細でその費用が年々増えているのが歴然と分かりバッシングされている。それによって再エネへの風当たりが強くなっており、なぜ再エネ賦課金を払わなくてはな

らないか、そういう感情を持っている人たちも増えている。そういった視点からの電気の安定供給を捉えた時、再エネ賦課金の徴収の仕方に問題はないのか。一方、原発の視点だけで公益性を言うのは、いつも原発だけ保護されていておかしいと感じる。そのようなことをどのように考えておられるのか。一電気の安定供給というだけであれば、再生可能エネルギーの電気も大事にするという視点がないとおかしくはないか。世界的には、IMFも原子力には資金投入はしないと決めていると言われていくくらい原発に未来がないのではないかと。そういった世界のエネルギー事情を見ていると、日本の仕組みは逆行しているとしか見えない。言葉としては、電気の安定供給、国民のためにとっているのは、原子力擁護にしか見えないので、そのあたりのことに関して言葉をいただきたい。そういう思いを持っていらっしゃる方もたくさんいるので。

経産省 再生可能エネルギーの賦課金については、それほど詳しくはないが、賦課金という形で今回のように託送ではなく、小売りの電気料金を通じて需要家から一律の料金で徴収するという仕組みになっていると認識をしている。その制度を措置するときに需要家間の公平性を担保するといういろんな議論がある中で全国一律の措置をするとの当時の議論があったと思う。おそらく、一番適切なやり方として賦課金という形で措置をされた。今回の廃炉円滑化負担金、賠償負担金については、原子力発電所の立地状況も踏まえて、地域間の負担をどうするかという検討も踏まえ、税や負担金という制度の検討もあったが、託送料金をという形でやっていく方がより公平性があるということで措置をしたというものです。どういったあり方がいいのか、というところ

G C 経産省、資源エネルギー庁でトータルに電源をどのような形で確保していくのかという視点での検討はされているのか。それぞれの分野でされていて、最終的に日本のエネルギー政策になっていくのだろうが、そういう視点に立てていないと思う。

G C 松田さんがおっしゃりたいのは、エネルギー政策全般についての疑問ではないかと思う。確かに、容量市場でも原発が有利になっている。FITがFIPになって、制度がいろいろ変っていく中で、託送料金に関しては、過去の原発政策において負のものが今後も国民負担として上乗せされていかれるという、一般消費者としては、顕著にこの部分が目立って不合理性を感じてしまう。託送料金に乗せてしまっても今までの原発のバックエンド費用と同じように並べて託送料金からきちんと取っていきますよ、ということ自体が消費者にとってもものすごく違和感がある。廃炉やいろいろなものについては、国民的な負担で整理して、新しい託送料金については、今後の再生エネルギーも含めて支援するような形での制度にしてほしいという考え方もあるので、そういったことも検討していただきたい。2つの負担金の矛盾については、説明される側も苦慮されると思うが、一昨年の12月の電力システム改革貫徹委員会でバタバタと決めてしまわれたものなので理由は後づけでされていると思うが、一つ一つ紐解いていくとおかしなところが沢山でてきているので、今質問させていただいている。



- 経産省 制度の議論の中でもそういったご意見をいただきながら制度の措置をさせていただいたところ。この制度の透明性については我々もしっかり説明をしていかなければならないと思っている。どう公平性を確保しながら制度を措置していくかについて、再生可能エネルギーは税や負担金でやっており、こちらはなぜ託送料金なのか、透明性についてはしっかり説明していかなくてはならないと思っている。
- G C 今の説明の中で、まだ施行がされていません、まだ動きがありませんということでしたが、あと2ヶ月と少しで施行されるが施行された後、具体的にどんなスケジュールで進んでいくのか。
- 経産省 事業者が託送料金を定めるというのが制度になっている。2020年4月に省令が施行されて以降、事業者から申請があがってくる。いつごろかについては、事業者で中長期的なところを整理する必要があると聞いている。そういったものを踏まえて今後の申請があがってくるものとみている。
- G C 4月分から申請しなくてはいけないので、何か月も後にはならないと思う。申請が出たら、経済産業大臣の認可はすぐに下りるのか。どのくらいの時間で下りるのか。
- 経産省 申請内容にもよるが、特段の不備がなければ時間はそんなにかからない。不備があればやり取りを繰り返すことになるのでその分だけ時間がかかる。
- G C 不備がない前提で、翌日なのか一カ月くらいなのかスケジュール感はどのようなスパンなのでしょう。
- 経産省 具体的には出てきてみないとわからない。翌日ということも制度上は可能だが、中身をみての判断なので一概には申し上げにくい。
- G C 今まではどうでした。いろんな事業者からの申請が問題なかったとして。
- 経産省 長いものでは、たとえば電気料金の値上げなどでは、審査のプロセスも踏まえれば、長いもので半年、そうでなければ一カ月もありえる。今回託送料金に限って言えば、資源エネルギー庁から電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取するのでその期間も必要。一カ月か、それ以上かはなんとも申し上げられない。
- G C 今までの電気料金の申請を例にとると、長いもの、短いものでどうだったのですか。一カ月から半年くらいですか。
- 経産省 震災直後の値上げは公聴会など開いたので長いものでは半年以上のケースもあった。短いものでは一カ月程度のケースもあるかもしれないが、なんとも言えない。
- G C 一カ月から半年くらいと想定しておけばいいのでしょうか。
- 経産省 そこはなんとも申し上げることはできない。回答としては個別案件によって変わる。
- G C 託送料金の場合、料金審査専門会合で議論するのですか。
- 経産省 電力・ガス取引監視等委員会に関して、料金審査専門会合というのは、委員会の下についている専門会合だが、意見聴取をいただければ、電力・ガス取引監視等委員会では少なくとも議論いただく。専門会合で議論いただくかはケースバイケース。案件の状況次第。これまでは、託送料金も、電気料金値上げもすべての個別費目を細かく審査しているので料金審査専門会合で複数回の審査をさせてもら

っている。ただし、案件ごとに異なる。

G C 電気料金の場合は、自由化前は消費者庁との共管事項となっていた。私自身も消費者委員会の委員をしていたのでこれまでの決定のシステムはわかるが、今回規制料金として残る託送料金の審査はどこがするのですか。料金専門会合の中で審査をすとした場合、電力ガス等監視等委員会の意見を聞いて、最終的に実質的な審査をするのは、どこになるのか。

経産省 認可するのは経済産業大臣。

G C 認可主体はそうであろうが、値上げにかからない場合は、そこにかかってこないのか。

経産省 値下げ、横ばいのケースについては、認可申請が出て来ない。値下げの場合届出となる。少なくとも法定上かけなければならないという義務はない。

G C 八の一行目に、「一般送配電事業者が託送料金の値上げを行うかどうかは、事業者が判断するもの」と言われているが、この意味は、九州電力送配電が、私たちグリーン・市民電力に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を請求せずに自ら負担することが出来るという意味ですか。

経産省 もう一度お願いします。

G C 前回質問したのは、一般送配電事業者が2つの負担金を接続供給の相手の新電力に請求する、しないの任意性についてお尋ねして、回収しなければならないと定めているので、一般的には監督しますというお答えがあつて、重ねて、そうせずに北陸電力や中国電力が一般負担金に入れていないのと同じような発想で今回の2つの負担金を自らが負担する。新電力に負担させないとした場合に、それを規制する罰則があるのですか、との問いに、検討していないから、あらためてお答えしますとなっていた。その答えかと思っていた。「一般送配電事業者が託送料金の値上げを行うかどうかは、事業者が判断する」とはどういう意味なのかという質問。

経産省 今回の賠償負担金については、回収しなければならないとして規定している。託送料金の原価に入れて算定する必要があるということ。必ず含めて回収していくことが前提になる。

G C ということは一般送配電事業者には請求しないという自由はないということですか。

経産省 はい。

G C 2つの負担金は、新電力から回収した上で、一般送配電事業者が託送料の値上げを行うかどうかの判断と書かれているのは、負担金を回収した上で、他の費目を下げて託送料金の値上げをしない、ということがあり得ますよという意味ですか。その際、先ほどおっしゃったとおり値上げにならないのですが、あらたな約款の申請は事業者にとって必要があるのですか、ないのですか。

経産省 新しく費目の変更手続きをしていただくのでその点の手続きは必要ということになる。

G C 値上げでなくてもですね。

経産省 何等かの届け出はしていただくことになる。

G C 一般送配電事業者が新電力から2つの負担金を請求、回収しないという自由はない、必ず回収しなければならない、私たちから言えば必ず回収されなければならない、ですね。その結果、営業費目で2つの項目が入るから、その申請は、一般送配電事業者から経済産業省には必ずあるということですね。それが値上げにならなくてもそうされるという理解でいいですか。

経産省 はい。

## 八. 追加のご質問について

G C 一つだけとても疑問に思っていることがある。2017年度の賠償負担金の中間とりまとめは、一般負担金の過去分ということでとりまとめられたと思うが、一般負担金というのがそもそも2011年に過去分ということで決められたものではないか。2011年以降に徴収されているものがそもそも賠償のために備えていなかった過去のお金なのに、どうして6年後に2017年になってわざわざ一般負担金の過去分というものがあみ出されたのか。捏造ではないだろうかという気すらしている。その点はいかがか。

経産省 2011年度以降、事故に備えておくべき費用として負担金という措置をしている。

G C そのお金が2011年までに備えていなかったお金なので過去分ではないのか。当初からの。2011年から一般負担金でもらっているものがあるのに、それ自体は過去分なのに、なぜ2017年になって一般負担金の過去分というものが持ち出されたのか理解できない。これまで、昔のものは請求するのはおかしい、ということでそういう立場で批判を受けてきたことはあると思うが、そうではなくて、そもそも一般負担金というのが過去分なのに、わざわざ一般負担金の過去分というものが別個にあるかのように2017年に持ち出す必要はあったのでしょうか。

経産省 この説明でご納得いただけるかどうかというのはあるが、私の理解からすると、ご認識されている説明ではありますが、1966年から2011年分の本来電気料金を通じて負担金として回収しておくべきものについて措置できていなかったというところで、2011年から制度措置をして電気料金を通じて回収できるという措置をした。それまでは、電気料金は、総括原価方式で実際に発生することが見込まれる費用だけを計上することができる制度となっていた。事業者にとっては2011年以前は、負担金という概念がなくてまったく備えが出来ていなかったという状況。これは制度上、政府としても反省すべきところというのは認識している。そういった事情があって本来1966年から2011年までに電気料金を通じて回収しておく必要があった将来の備えというものについて回収させていただく措置をしたという説明になる。

G C 説明自体は理解して、そう言われているというのはわかるのだが、2011年ま

でももらっていなかったお金を2011年からもらい始めたわけだから、それがそもそも過去分ではないですか？というふうに思う。だから、見解の相違ですね。

G C 2011年に一般負担金が法律で定められた。その一般負担金というのは、どういう性質のものを徴収するというお金だったんですか。

経産省 あってはならないことですが、原発の事故に備えておくべき費用。本来であれば事故が起きた時に備えておくべき費用として各原子力事業者から一定の額について集めておく、そういった制度。2011年から措置されたんですけど原子力発電事業が始まった過去分については、まったく積み立てが出来ていなかった。

G C それで2011年からもらい始めた。それが過去分ではなかろうかと思うんですよ。普通の感覚から言ったら。2011年の法律審議の時には一切そういう話が出ていない。ほかの使用済再処理とかで過去分が問題になったやつはそれを決める法案審議の中で過去分をどうするか議論して、過去分を徴収しようとか、これを託送料金の形で徴収しようとか、この過去分を託送料金で徴収したらおかしいから電気料金で徴収しようというのを、法律を決めるときにやっているのに、一般負担金は支援構法が2011年に結構議論されて法律で決まっているのに、過去分をどうするかというのが一切議論されていないというのは、2011年から始まる一般負担金というのは、そもそもが過去分であったからではないかと思う。2017年、なんで6年後に突如過去分を持ち出したのだろうかと思える。

経産省 一般負担金は、2011年の制定時は原子力事故にかかる賠償の備えとして今までであった原子力損害賠償、文科省の法律による措置分だけでは足らなかったという反省を踏まえて、今後事故が起きた時のために備えて原子力事業者が一定額を積み立てていくものである、2011年より先の話のためのお金と考えてもらっていい。2017年の措置は、賠償のこれまでの負担。それぞれのエリアの方が原子力の電気を享受していたということ、福島を復興するということも踏まえて、それ以前としては政府としてもできていなかった分を考えましょう、としたのが2017年です。

G C 国会審議でもそのことが結構言われていて、東電以外の電力会社が株主訴訟を受けないようにするための体裁として今おっしゃられたようにこれからの備えというのが必要であると明確に国も答えているし、委員さんもそういう建付けでしよと答えているから見かけ上は今言われている通り、将来の備えなんです、事実、一般負担金は東電が払えなかった賠償金の補填に充てるというのが国会でも議論されているし、実際に充てられているわけだから、理屈はいろいろ言おうとも2011年からが将来の備えで、11年以前はもらっていなかったから11年以前の分を一般負担金の過去分として賠償負担金にします、という論理はとてもひどいと思う。

だから言いたいのは、まさに見解の相違でしょうが、2011年以前の一般負担金というのはそもそも過去分じゃないですか、ということなんです。

G C 特定負担金と一般負担金というのがあって、一般負担金は原子力を持っている人たちが事故に備えて積み立てなくてはならない、というのは2011年以前にも

あったはずですよ。

経産省 それはまた違う費用ではないでしょうか。

G C 違う費用でしたか、確か似たような費用があって、ところが電事連から費用負担の値切り、値下げとかいろいろあって、きちんと積み立てていなかったということが問題とされて様に思いますが、その一般負担金のようなものは電気料金の原価には入っていたんですよ。過去分として積み立てを怠っていたところが責任を負うべきであって、今になって過去分の2011年以前のものをおかして託送料として取るというのはおかしいと思うが、その理解は間違っていますか。

経産省 制度が始まる前にあったものは、解体費用だと思う。

G C 一般負担金というのが昔からあったはず。特定負担金と一般負担金があって、電気料金の原価に以前から含まれていた。各1億くらいずつ積み立てがあったはず。正確ではないが。まさに積み立てを怠ったところが責任を取るべきであって、なんで将来にわたって託送料に乘せられるのか。根本的に疑問がある

経産省 廃炉の費用については、解体引当金が昔から積み立てられてきた。賠償に関しては、2011年に措置をさせていただいたところであるが、本来であれば積み立てしておくべき措置であったのだが、制度上、事故が起きない前提に立って、電気料金として含めて総括原価方式で算定できなかったというのが事実。反省すべきところではあるが、そういった点から2011年に措置はしたものの、それまでの分についても対応が必要ということで措置をさせていただいたというのが今回の制度です。

G C 廃炉円滑化負担金や賠償負担金というのは、「排出者負担」という基本原則に則っていない。基本的なところが。事故をおこしたところ、事業を担っているところが、怠ってきたことに対して責任を取るべきというのが世の中の基本原則。国がやっていることはその原則に逸脱している。修正したらどうか。

経産省 事業者が料金に含めて設定できる制度になっていればよかったが、2011年までは、そういう制度になっておらずできなかった。その点について過去分として追加で措置をさせていただくのが今回の制度。

G C 修正するということができないのか？間違ったことだったら間違ったとして修正して元々負担すべきところが負担すると決めればいい。日本の行政はそうやってきたのではないか。なぜエネルギーの分野だけこうなるのか不思議に思う。

経産省 2011年から電気料金を通じて開始させていただいていた。それまでのところは電気料金を通じて回収すべきところが出来ていなかったのであらためて過去分として電気料金を通じて回収させていただくことにしたということになる。

G C 今の時点では、これは捏造ではないか、という気持ちを拭えないでいる。関連して一般負担金の過去分、すなわち賠償負担金の総額2.4兆円と計算されていて、使用済の件の応答はまだいただいているが、賠償負担金2.4兆円を計算されていて、賠償負担金は1630億円を根拠として計算式を出しているが、1630億円が具体的な算定の基礎となるべき根拠とか合理性をもっていないのではとと思っている。

1360億円の前提があって、最終2.4兆円と総額計算されていると思うが、1360億円の根拠というのは説明できるのですか。

経産省 過去45年間必要な費用についてベースはどこかと決める必要があったので、1630億円をベースにさせていただきました。

G C 過去の実績ではなくて、1630億円という、毎年続いている一般負担金の総額1630億円というのがある2.4兆円。今おっしゃられたように過去にかかったお金が1630億円というようにはつながらないと思う。

経産省 1630億円は、原賠機構法で定められている原子力事業者の収支に照らして安定供給、その他原子力運転等に係る事業の円滑な運転に支障を来すことのないものであることとして審査をして定めている。

G C 今赤字を出さないで電気料金が過大に大きくならない、ほどよい金額というのが1630億円、そんなお金が過去分といわれているものの計算基準というのはとっても不合理に思いませんか。実際、原賠機構法で一般負担金の考え方に二つ項目があって、いまおっしゃられたやつと支援機構法の業務の運営に必要な額で定められているとしている。後者の業務の運営で必要な額というのは会計検査院の検査に基づいても機能していないと明言されているから、おっしゃられているとおり、今電力会社が赤字を出さなくて済む金額が1630億円なんだと思っている。それがおっしゃられている過去徴収していなかった2.4兆円の計算根拠になっているというのはものすごく不自然。これは今後も申していきたいと思えます。それとも関連して、使用済燃料再処理等既発電費の回収総額は公表していませんと言われると益々不信感が沸いて、率直にいつまで私たちはこういう理屈づけられたお金を払い続けられないのか、と不安です。正直。

経産省 担当も来ているので五.の説明をさせていただきます。

## 五. 廃炉円滑化負担金の実額に関して（補足）

経産省 ご質問でいただいている使用済燃料再処理等既発電費の件では、再処理等事業というのがまずあって、使用済燃料再処理機構というところが再処理等に必要な費用を各電力会社から回収をしており、いくら回収しているかというのは、我々に報告が来ている。拠出金収入予算として定期的に報告を受ける仕組みになっているが、拠出金の中で、使用済燃料再処理等既発電費としていくらかと詳しく把握をする仕組みになっておらず承知していないのでお答えが難しい。

G C どちらなのでしょう。「承知していないから答えが難しい。」「公表していません」ということのどちらなのでしょう。

経産省 承知していないのでお答えが難しい、ということ。

G C 承知したら答えられる、ということですか。

経産省 持ち帰って課内で検討させていただきます。

G C それでは訂正していただいてもいいですか。「承知していないからお答えできませ

ん」と。それでは、使用済燃料再処理等既発電費の総額は決まっているんですよ。

経産省 資料が手元にないのでお答えが難しい。

G C 後でお答えいただいてもいいから。一般的に通念から言えば、過去分だから総額は決まっているはずだと思うし、いくらと決まっていると思うし、次いで過去分と呼ばれる使用済燃料再処理等既発電費の回収総額がいくらかもわかって、いつかの時点で天井に来ますよね。それを知りたいので、公表していないのではないということであればぜひ後日教えていただきたい。知った分だけ不信感がなくなっていける。

経産省 持ち帰って課内で検討させていただきます。

G C 最後に一言。アメリカとか外国の原発の廃炉費用は国民にフラットに民主的に情報公開がされているという記事を見た。日本はそうはなっていない。ぜひそういう情報を民主的に公開してほしい。訊かないと出てこない、いえ、訊いても出てこないという日本の情報公開のありかたが不信感を招く。一つ一つ外国の例を習ってほしい。

経産省 私どもホームページで一方向的に情報発信になっている点は反省すべき点だと思いますしできるだけこういった場をもって、いろんな方と議論させていただければと思っています。いろんな方からいろんな話があり、これ以外にも別の業務を担当している関係もあって、今回も秋ごろにお話しをいただいたのに書面で一回お戻しさせていただいた上で、ようやく時間をとることが出来ました。たいへん遅くなりましたがこういった場を通じて説明をさせていただければと思います。

G C 今日はお忙しい中、時間をとっていただきありがとうございます。前回に引き続いて42万人の代表として出席をさせていただいて、託送料金を払う事業者として率直に何度ご説明をいただいてもやはり大手電力が守られているんだな、原発が守られるためのこの措置なんだなとしか思えなかったのがとても残念です。グリーン・市民電力というのは、普通の組合員が少しずつお金を出して出資をして事業をしている。そういう意味で託送料金はどういうものか、納得がいつて払えるものであれば、ですけど、納得がいかずに払わされる。そして、今年の4月から賠償負担金と廃炉円滑化負担金の2つまで上乘せされるというのは、ほんとうに理不尽だなとしか思えていません。人間がつくる政策というのはやはり、人間は完全ではないですから、100%素晴らしい政策が一からできればいいが、なにか間違っていた時に直せるのも人間の理性です。是非4月からの上乗せを思い留まってほしいけれどいかがでしょうか。

経産省 説明を受けて納得ができないというのは、こちらの説明がよろしくない、というのがあるのかと思う。制度措置をする中で議論をしていく中で、なぜ託送料金なのかという議論をした結果としてより公平性が高い制度として措置をさせていただいたということでおります。この措置が完全ではないのかもしれないですけど一番適切な方式だと考えております。こういった考え方で措置をさせていただくということをぜひご理解をいただければと思っています。

G C あらたに上乘せされるということであれば、私たちは司法の場で問うということしかできないかと考えていますので、その際はよろしくお願ひします。

経産省 なにか具体的にご予定があられるのでしょうか。

G C まだわからない。

G C そこまでしないといけない、という話し合いを3年間ずっと、40万人の組合員の中でやってきている。グリーン・市民電力を生んだ母体の滋賀から鹿児島までの各県のグリーンコープ生協40万人の組合員がいる。託送料金のこんな不合理についてということで3年間話してきました。実際、管内の九州電力から、関西電力まで思い留まってほしいと。現在、中国電力は一般負担金を電力料金の原価にも入れたりしてはいないですね。やはり事業者の責任というのと、衿持をもってほしいという気持ちで、仮に国の政策が施行されても自ら負担して、新電力に請求しないという会社の判断を持ってほしいし、経済産業省が罰しないということであれば自由はあると思うという話も各電力会社とこの間させてもらっています。

経済産業省にも2年近く、思いとどまってほしいと要請をし続けてきている。40万人の組合員にも定期的に報告して、こんな長いのは読みたくないという人もいますが、それなりに関心をもって改めてほしいと思ってくれています。ほんとうに4月から変わらないのであれば、今熊野さんがおっしゃった道しかないのか、ということも検討しています。だからぜひ思い留まってほしいのです。

経産省 なかなか難しいところは、先ほどもあったが見解の相違のようになってしまったところ。エネルギー政策をやっていく上でどうしても必要な制度ということで、実施をさせていただくもので、一番頭にある制度の趣旨・目的をご理解いただきたいところですが、その説明が足りていないということであれば、一生懸命説明させていただきたい。

G C そんなことはないです。元が悪いんです。と、ほんとうに思うんです。

いずれにしても議論と話し合いは絶対に大切なことであると思うので、これからもわからないことがあれば聞かせてもらいたいし、申したいことがあれば申させてもらいます。国の立場からも事業者に向けてアピールしたいこと、呼びかけがあればぜひしてほしいと心から思っている。

G C 賠償負担金と廃炉負担金の回収方法についてお尋ねしたい。条文をみると賠償負担金は5年ごとに見直しが必要のようだが、廃炉負担金の方はそれはいいのか、どうなっているのか教えてほしい。

経産省 賠償は40年間、長期になってくる。電力需要は下がってきているそういった需要の中でどういう対応をするか。需要が下がれば一単位あたりの回収額は高くなる。そういったところを適正に見直せるように規定として入れさせていただいている。

廃炉については、それほど長期間にはなりませんので、そういった規定はないが、期間が終われば順次終わっていくものもあるし、今後廃炉がすすめば適用する、しないはあるが適用するものについては適用し、入れ替えをしながらやっていく



ことになる。

- G C 本日は、お忙しい中、懇談の場を開催いただきましてありがとうございました。  
今後ともよろしくお願い致します。

以上